

## 経営者保証に関する取組方針



亀有信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、経営者保証を求めない可能性や、経営者保証の代替として貸出金利に一定の上乗せ等を行う融資手法活用の可能性について、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 経営者保証を求めない可能性等について検討したものの、経営者保証を求めざるを得ない場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得られるよう、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の状況等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、当金庫はガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に勘案のうえ、お客様の意向を踏まえ真摯かつ柔軟な対応を行うとともに、その対応結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者の方には、当然に前経営者の保証を引き継いでいただくのではなく、お客さまの意向を踏まえ、改めてお客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に勘案のうえ対応いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上